

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	主査	担当							文書取扱主任		

第 14 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 20 年 5 月 28 日 (水曜日)	開会 13 時 31 分	閉会 13 時 51 分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井	事務局	田湯次長
	委員外～清水、窪之内		寿崎主任主事
欠席委員	堀田		
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 平成 20 年度滝川市老人保健特別会計補正予算について		
	2 請願第 3 号 「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」		
	(平成 20 年 5 月 14 日付託)		
	(1) 討 論		
	荒木副委員長より反対討論、酒井委員、渡辺委員より賛成討論が行われた。		
	(2) 採 決		
	可否同数 (2 : 2) のため、委員長採決により不採択にすべきものと採決し、委員長付託事件審査報告は、6 月 2 日開会の第 3 回臨時会で行うこととした。		
	2 その他		
なし			
3 次回委員会の日程について			
6 月 5 日 (木) 13 時 30 分から			
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 ㊦			

平成20年5

月27日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年5月27日付け滝議第32号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしく申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしく申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部市民課長

榎 木 康 人

市民生活部市民課主幹

~~寺 崎 り え 子~~

市民生活部市民課副主幹

~~中 川 祐 介~~

市民生活部市民課主査

梅 津 敏 彦

(総務部総務課総務グループ)

第14回 厚生常任委員会

H20. 5. 28(水) 13:30～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）平成20年度滝川市老人保健特別会計補正予算について （資料）市民課

2. 請願第3号 「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」

（平成20年5月14日付託）

（1）討 論

（2）討 論

3. その他

4. 次回委員会の日程

6月5日(木)13:30（第一委員会室）

○閉 会

第 14 回 厚生常任委員会

H20. 5. 28(水) 13時30分

第三委員会室

開 会 13:31

委員動静報告

委員 長 遅刻～堀田。委員外～清水、窪之内。北海道新聞、毎日新聞の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委員 長 (1)について説明願う。

(1)平成20年度滝川市老人保健特別会計補正予算について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。

2 請願第3号「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」

(平成20年5月14日付託)

(1)討 論

委員 長 前回の委員会で確認したとおり、これより請願第3号に対する討論を行う。討論はあるか。

副委員長 市民クラブを代表し、市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書を否とする立場で討論します。今回、市立病院の建替えを考える会から出された同請願書については、5月21日開催の厚生常任委員会の場で趣旨説明並びに質疑が行われたところですが、請願趣旨に記載されているとおり、確かに市民の中には、医師、看護師確保や将来の赤字を懸念する声があるのは、私どもも十分認識しています。また、実施設計補正予算議決に至るまでに賛否の議論を尽くしてきた建てかえを前提とした上で慎重にすすめることを求めている点についても一定の理解はできますが、以下の2点についての認識の差を申し述べます。1点目は、請願事項の1についてです。ここでは診療報酬改定と諸物価高騰に基づく収支計画の見直しを求めておられますが、2年に1度の診療報酬改定を理由とした30年スパンの収支計画見直しは、質疑の中でも具体的に示されている看護基準の変更を加味したとしても、現時点で本当に必要なか疑問を感じざるを得ません。そもそも市立病院関係者が7対1看護基準到達を完全放棄したとの意思表示を確認していませんし、また事実上看護師偏在の温床となっている7対1基準について、次回診療報酬改定でどのような判断が下されるか予想が付きません。質疑においては、収支計画全体ではなく、少なくとも3年スパンでの見直しを求めていることは確認できましたが、その見直しは、当然ながら全体計画にもかかわってくるものと容易に想像できます。さらには、請願趣旨や請願事項に記載されている中で、新たな支出が伴うことを想定し、市民へのしわ寄せ、独自繰り出し額と表現されていますが、地方公営企業に対する総務省の繰り出し基準、これは地方交付税以外の自治体としての負担を意味しますが、こういった考え方からすると、仮に一般会計からの繰り出しがふえたとしても、救急医療、小児科など不採算部門の運営に対する自治体支出として妥当という議論も成り立ち、可能な限りの情報公開は当然ながら繰り出しの増加額のみが一人歩きし、単なる市民負担の増大として混乱を引き起こしかねないことを懸念します。2点目は、請願事項5についてです。ここでは、できる限り地元業者における受注機会の増を目的とした事項として理解できますが、仮に耐震構造となれば資材高騰による本体構造にかかわる費用増も考えら

れなくもない状況であり、実施設計が完了した現時点での耐震構造への設計変更検討は、現実的に同意し難いものです。以上が否とする理由ですが、請願事項2、3、4の3項については、看護師確保や地元企業の経営と雇用維持、改善という観点から、当会派としても大きな異論はなく賛同できる旨を申し述べ討論します。

委員長
酒井

ほかに討論はあるか。

私は日本共産党を代表して、本厚生常任委員会に付託されました請願第3号「市立病院建替を慎重にすすめることを求める請願書」に賛成の立場で討論を行います。まず請願者の基本的姿勢は請願趣旨説明にもあったとおり、市立病院建てかえには賛成というものです。その上で多くの市民から市の財政、市民へのしわ寄せ、医師確保などについて疑問が残ったままであることから、慎重な審議を求めています。今市が行うべきことは、市民の疑問に答えつつ建てかえを進めることです。本市において数十年に一度の大事業であり、その点では慎重の上にも慎重を期さなければならないのは当然です。また、安定した医師、看護師確保のための院内保育所も必要です。さらに地元業者の育成、仕事確保、特に中小業者への対策が求められます。以下、請願事項に従い順次賛成の趣旨を申し上げます。第1の収支計画見直しについてです。基本計画で出された収支計画は、これまでの議会答弁ではローリングして見直していくとのことですが、スタート地点から既にずれているのです。2008年度予算は、基本計画で示した収支計画の初年度ですが、1億2,758万円の黒字の計画より1億2,452万円も利益が少ない306万円の黒字で計画されています。これには、収支計画は7対1看護で組んだが、20人以上足りずに10対1看護での予算となったこと、また、諸物価高騰も原因となっています。これは問題であり、市民に示す必要があります。第2の院内保育所については、病院建てかえ時期にこだわることなく、設置を目指すべきです。市職労の調査でも明らかなおおり、働く女性が安心して預けられる施設の設置が求められています。病院特別委員会での私の質疑に対し、「第1次計画では、病院の近くの民間に1年半計画していただいた結果、病院単独では難しいという結論だった。その後も2社ほど調査したがだめだった。院内保育所補助金は病院専用以外には出ない。」などと述べています。民間にこだわらず、直営なら幾ら持ち出すことになるのか調査し、報告するべきです。第3と第5の地元業者の入札参加資格については、透明性、公平性が確保されつつ地元業者の育成、仕事の確保がされることが大切です。病院特別委員会では、「条件を付しての制限付一般競争入札。市内を含む共同企業体。地元の企業が入りやすいように検討している。経審点数については、市内業者の場合は、従来点数。しかし、市外業者については、それなりの規模と能力を備えた点数としたい。市内業者が共同企業体の代表構成員になる可能性は十分あり得る。実績は調べている。しかし、競争性の確保から言えば、参加企業体が1社、2社になるようでは困る。議会での意見、各種団体からの陳情をもとにさらに詰めていく。」との答弁がありました。期間はわずかしかありませんが、どういったものがよいか委員会等にも示していくことが求められます。第4の中小業者の受注機会を確保すること、建設労働者の賃金、労働条件を確保することについてです。函館市では適正な工事の施工を！として、14項目にわたって工事、委託の施工上の留意事項を定めています。地元業者の活用、地元資材の優先的使用。さらに下請負の適正化、地元労働者、季節労働者の雇用拡大な

委員 長
渡 辺

どについてです。また、建設業退職金共済制度では、少なくない労働者が制度の徹底がされていないため、建退共制度の恩恵を受けていないことが問題になっています。本指導文書では未加入事業者への加入促進、下請け業者に対する証紙の交付と貼付確認などが示されています。こうした先進自治体に学び検討することが必要です。以上申し上げ討論とします。

ほかに討論はあるか。

市民の声連合の渡辺精郎です。私は、厚生常任委員会に付託されました請願第3号市立病院建替を慎重にすすめることを求める請願書に賛成の立場で討論したいと思います。今でも私は、財政難の滝川市は建てかえをもう少し待て、学校建てかえが先だという姿勢を崩していません。そして、400億円の大借金のところへまたまた100億円近くになる大借金を負うことです、隣の市の中核病院の建てかえの様子を見るべきで、あと四、五年を我慢すべきだ、その間に、よいお医者さんを確保して、市立病院の信頼性と経営の向上を得てから建てかえをすべきだとの信念に変わりはありません。しかし、議会勢力の関係でここまで進んできている建てかえの計画にチェックを入れることを怠ってはならないのです。したがって、今回出された市立病院建替を慎重にすすめることを求める請願書に賛成するものです。いよいよ実施設計の段階になった今、高い設計料を支払った業者からきちんとまとまった実施設計書なるものが出ないということですが、これでは市民に説明責任が不十分となり、市で目指す建てかえの方向に議会が同意すれば、市民を置いてきぼりにどんどんと推進していくという方式になると思うのです。その意味で、今回のような慎重を期して建てかえを進める請願は歓迎するところです。特に最近、例の介護タクシー詐欺事件で市民の間にも、病院建てかえ問題が話題にならないすき間をぬって市民の懐の負担に最も関係の深いこの案件が、市民のコンセンサス抜きに推進されようとしているのです。請願書に書いてあるように、市立病院は本気に建て替えるのかとか建てて大赤字になったら誰が責任を負うのかなどとともにこんな混乱の滝川市は、建てかえを白紙にすべきだという市民は多いのです。それもそのはず、先の市長選では、約半数近くの市民は、病院建てかえに反対か慎重にせよという市民の意向だったはずですが、しかし、その事情は顧みることなく、田村市長は私は勝利したのだからと、議会の多数を頼み、押し進めてきたのであります。請願事項の第1点である基本計画で出された収支計画の見直しについては、特に診療報酬改定や物価高騰などの情勢が変化している現在、しっかりと文書で議会や市民に示すべきです。既に市民1人当たり1年間の負担が本当に2,000円てよいのか。起債償還での一般会計からの繰り出し計画がしっかりしていないと、いよいよ始まる連結決算に引っかかるなど、つまづき始めると大変な結末を迎えます。しかし、それもこれも建てかえ後の病院経営、つまり、医師の行方、患者の動向がはっきりしていない段階の今から懸念される市立病院の経営は、大変厳しい状況を迎えることとなります。それは、全国の公立病院の約8割近くが赤字で苦しんでいる状態を考慮や参考にしていないことです。隣のライバル中核病院の建てかえにはり合うように追いかけて建てかえした結果は、経営不振とか失敗は許されないのです。建ててしまってから、もし厳しい収益に陥落したときになって、こんなはずではなかったとか、ほかの病院に行くとか、市民負担の増加、そして最悪のシナリオは、連結決算の結果による再建団体入りの結末を迎えることになっては大変です。この案件は、

議会もしっかり責任の一端を担っています。後戻りのできないところまで来ている現在ですが、修正や工夫は可能です。そして、何より市民に見える建てかえ状況と予算の説明が必要です。請願事項の2以降もそのとおりだと思います。特に、院内保育所は、看護師ばかりではなく、女性の医師もふえてきていることから、将来的にしっかり設置の方向で実現すべきです。以上、請願書に賛成の討論とします。

(2) 採 決

委員 長

ほかに討論はあるか。(なし) ないようなので、これにて討論を終結する。これより挙手により採決する。ただいまの出席議員数は5名である。請願第3号「市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書」を採択することに賛成の方の挙手を求める。挙手は2名。よって可否同数である。したがって、滝川市議会委員会条例第15条の規定により、委員長が本件に対して採決する。請願第3号は、委員長において不採択にすべきものと採決する。委員長付託事件審査報告については、6月2日開会の第3回市議会臨時会で行うこととし、報告書の文案については、正副委員長に一任いただけるか。(よし) そのように決定する。以上で、本委員会に付託された請願第3号に対する審査を終了する。

3 その他

委員 長

事務局、委員から何かあるか。(なし)

4 次回委員会の日程について

委員 長

次回委員会は、6月5日木曜日、13時30分より第一委員会室で開催する。改めて通知はしないので、よろしく参集願う。以上をもって第14回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 13:51